

メディアと人権

人権問題の最前線

—どこから読んでもかまいません—

ネットと人権

中村 一成(大阪市立大学非常勤講師)

「フェイスブック」の創始者マーク・ザッカーバーグをモデルにした米国映画「ソーシャル・ネットワーク」(デビッド・フィンチャー監督、2010年)にこんな場面があった。振られた腹いせに元彼女の中傷をネット上に流しておきながら、ザッカーバーグは自己承認(非復縁)を求めて彼女に付きまとう。既に軽蔑されているのが理解できないのだ。そんな彼に「元彼女は言い放つ。「ネットに載った情報は永遠に消えない」。

新聞記者時代、ネット上で「ネトウヨ(ネット右翼)」から執拗な攻撃を受けたことがある。「人気テーマ」は年金制度での在日朝鮮人差別の是正や、京都の居住権保障を求める記事などだった。会社のウェブにアップされた私の記事を何者かが匿名掲示板に貼り付けると「反日記者」「偏向左翼」と悪罵の限りが刻まれていく。出自をネタにした民族差別も多かった。当時勤めていた毎日新聞社は、業界で最も早く記事の署名化に踏み切

り、当時はウェブ記事も原則無料だった。検索サイトに私の名前を入れれば記事はすぐに出て来る。誹謗中傷の効率を上げたのもまた、ネットの力だった。顔の見えない関係で言葉が飛び交うサイバースペースでの「言論は、得てして「過激さ」や「極端さ」を競うものになりやすい。米国の憲法学者キャス・サンステインはこれを「サイバー・カスケード現象」と名付けた(「カスケード」とは英語で「滝」を意味する)。

前述のテーマで執筆を重ねた京都支局時代、私への攻撃と手法はエスカレートしていった。「ウィキペディア」に、出身地や属性その他嘘八百の項目「中村一成」が現れたのもその頃である。私が書いても言ってもない言葉を私の文言と詐称した書き込みもあれば、私が上司から「ウトロのことは書くな」と命じられた、あるいは「干された」との虚偽投稿もあった。現実には、私はこれらの記事が評価されて本社に異動となり、そこでも人権・平和を担当することになっ

た。要は「栄転」したのだが。「無視すれば」と思うかもしれないが、ヘイトは過激化するのが常である。ネット空間の住民はやがて電話やメールで攻撃してきた。「記事は虚偽」「記者の資格なし」「筆を折れ」などなど。本間に間違いなら訂正も出すがそれはない。当初は腹も立つたし、上司から求められ反論を書いたこともあったが、会社の基本は「読者と喧嘩せず」だ。

たとえ批判でも記事への反響は欲しい。でも、これはどれだけ相手を罵れるかのコンペに過ぎなかった。不特定多数の悪意に晒される気持ち悪さは解消したいが、彼ら相手の遣り取りは消耗戦である。わざわざデータを保存し、名譽棄損で訴訟をしようとする声を掛けてくれた弁護士もいたが、記者個人の名を署名として商品化したのは所属していた会社である。それで生じた問題は会社が解決するのが企業の責任である。気持ちだけが難く頂いた。「いやあ、君はタフだなあ。俺なら持たないよ」などと私に感心して見せた会

社幹部のお気楽には苦笑する他なかった。訴訟はフリーになれば検討しようと思ったが、生活保障のない今では金も手間もかかる裁判は難しい。やはり社員時代に法的措置をとり、現行法制でこの問題にどこまで対応できるのか、即ち限界を示しておくべきだったと思っ

ている。私の「人気」がピークに達したのは2006年だった。その後、記事の大半がネットに出ない学芸部に異動、その後は人の原稿を見る仕事になったため、ストーリーカーは減じていった。だが冒頭映画の中傷同様、私を批判したサイトも虚偽情報もネット空間に残っている。出身地や属性などを捏造したウィキの記述もそのまま。これら誹謗中傷や虚偽情報はネット検索で一瞬に確認することができる。フリーになった今もネットウヨからの誹謗中傷は少なくないが、過去の虚偽書き込みの引用や「焼き直し」も少なくない。これもまたネットの「効用」だ。ネット空間での攻撃的、差別的な言動が居場所（同調者）を得て、やがて現実空間へと表れてくる。これは私個人だ

けの経験ではないだろう。退去強制の危険にあるフィリピン人の中学生や朝鮮学校、その支援者らへの攻撃を繰り返し、2021年の現在も、「政治運動」などを隠れ蓑に相も変らぬ差別扇動街宣を継続しているレイシストグループはその典型である。

過去を総括せず、「選良」たちが歴史否認や差別発言をしても「敵」にすらならないこの爛れきった社会で、植民地支配と侵略の資源である「レイシズム」がマグマのように溜まっているのはある意味当然なのだと思うが、憲法に謳われた「個人の尊厳」や「平等」「人権の尊重」とは対極の行為がなぜ野放しなのか？ 高い代償を払って得たはずの「平和憲法」とは、この国の「国民」にとつて何だったのか。それを「押し付け」として粉砕を叫ぶ者たちと政治信条は相いれないが、結局のところ憲法上の「人権」も「平和」も内実の伴わない「絵に描いた餅」だとの点では一致してしまう。ネットはこの社会の「地金」をも晒した。私がライター生活を始めた1995年は、6434人の命が失われた阪神大震災が起こった年であると同時に、2018

年に13人が死刑執行された、オウム真理教のメンバーが起こしたとされる数々の重大事件がメディアを賑わせた年だった。それ以降、「安心・安全」がマジックワードとしての力を増し、社会の積み重ねてきたルール（例えば裁判という制度）や、誰もが保障されるはずの「人権」をなぎ倒しにしていた。

盗聴が法制化され、国旗国歌法が成立し、廃止された指紋押捺が形を変えて復活する。最大の差別と人権侵害である戦争をするための法整備と同時に武器輸出の歯止めまで外され、実行を伴わぬ「共謀」それ自体を罪に問う法律までもが制定された。政府、メディアの二人三脚で「北朝鮮の脅威」が煽られ、敵意の対象とされた朝鮮学校が高校無償化から排除され、国の差別に歩調を合わせた地方自治体が、「地域住民」の通う朝鮮学校への補助金を次々と廃止、停止する。朝鮮学校生は幼保無償化やコロナ禍の学生支援金からも排除された。「異端の排除」「猜疑心の法制化」が進む一方で、マイノリティの人権を守る法整備は遅々として進まない。ヘイトスピーチ（差別扇動）の社会問題化を受け、

2016年には日本で初の反人種差別法、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、19年には川崎市で刑事罰付きのヘイト対策条例が出来たが、今なお街頭で続くヘイトデモを規制する決定打にはならないし、サイバースペースでの差別扇動に至つては野放し状態といつていい。メディアを介在し、レイシズムを循環増幅させる「公人」の差別扇動もさして問題にすらならない。

「たとえ、馬の糞」でも表現の自由は擁護せねばならぬのです。なぜなら（有益な表現と有害な表現は）判別のしようがないからです。いわゆる「有害漫画」「残酷ビデオ映画」規制を巡る議論でこう叫んだのはルポライター、竹中芳である。その言葉はこの時代においても有効性を持ち得るのだろうか。確かにネットの普及は「情報の民主化」をもたらし、秘密警察が跋扈する幾つかの国・地域での自由への渴望に火をつけたが、一方でそれは、まるで「馬の糞」のごときこの日本の「民度」をも明らかにしている。アクチュアルな問題の数々を通し、改めて「表現の自由」というかけがえのない価値について考えてみたい。

求められる 発信者の倫理

小山 帥人(ジャーナリスト)

「取材」された体験

もう50年以上前のことだが、学生時代、メディアに利用されたことがある。

当時、NHKでは「日本の素顔」という、テレビ・ドキュメンタリーの草分けともいえる番組があった。

そのディレクターが、学生の姿を写したいということで、ぼくが住んでいた学生寮の一室に学生を集めた。ビールを飲ませてやる、つまみも用意するからコンパ(飲み喰いする会)をしてくれと言われて、貧乏な学生たちはチャンスとばかりにこの申し出を受けた。ぼくたち6人の学生はディレクターに言われるままに、ギターをかきならし、寮歌や軍歌や労働運動歌などを歌った。

放送された番組は「東京の大学生」というタイトルで、ぼくたちが歌う映像に合わせて、次のようなコメントが乗せられた。

「若い情熱を托した伝統のコ

ンパは今の学生たちにも受け継がれています。しかし、真理を求めて夜を語り明かした先人たちの面影はもはや学生たちの間から消えようとしています」

ぼくたちが歌う映像はやがて戦時下の学徒動員の画像に変わり、以下のコメントが入る。

「第2次大戦下、学徒にもたらされた召集令状は、ついに象牙の塔にも及んだという危機の印象を国民の間に強めるとともに、ペンを銃に替えた学徒兵の出陣に涙を惜しまなかったのです」

悲壮な学徒出陣の画面にオーバラップして、ビールを前にして、口を大きくあけて歌うぼくたちの姿が映る。ようするに現代の学生がいかにもほんんとしているかを表現するために、ぼくたちの肖像が使われたのである。

表現と人権の緊張関係

テレビは、素材としての映像を編集し、音楽やコメントをミックスすることで、独自の

イメージを作り上げることができるとだ。学生だったぼくたちは、制作者に抗議をしたわけでもなかったが、後味の悪い記憶が残った。

その後、テレビ局に入社し、ドキュメンタリーなどを撮影する仕事についたぼくは、「素材」としてテレビ局に利用された苦しい体験から、人間を利用するような撮り方、編集はしないようにしたつもりだが、それを貫いたかどうかは自信がない。人を撮影するということは、その人の言葉や表情の一部を、ある角度から切り取る撮影者の主観的な選択行為であり、撮影された人の期待と一致しないことはよくあることだからだ。

完成した作品と、取材された側の期待とが大きくかけ離れた場合、トラブルが発生することがある。取材者が制作意図を事前に正しく伝えなかったり、間違ったコメントをつけることもありうる。人は自分が歪められて表現されると、人権を損なわれたと感じる。表現は人権と緊張した関係にある。

テレビなど、大きなメディアは圧倒的な影響力を持ち、個人のイメージを操作する力を持つ。一度歪められたイメージは容易に覆すことができず、一般の市民が対抗するのは難しい。さらに過度な商業主義も重なって、テレビは、より刺激的に、より面白くするために、撮られる側の人権を顧慮しないことが多い。世界各地で「テレビを見ない運動」や「テレビを切ろう」といったテレビ不信や批判があるのにはそうした背景がある。

人権としての発信

「テレビを見ない」という消極的な態度を越えて、大メディアにまかせerのではなく、誰もが発信できるシステムを作ろうとする動きも世界中で行なわれている。

すでに2000年余り前に作られたフランスの人権宣言では、「思想および意見の自由な伝達は、人のもっとも貴重な権利のひとつである。したがって人は自由に話し、聞き、印刷することができる」とされている。つまり、人は自由に視聴したり、

読んだりするだけでなく、他人に伝達する権利を持っていると読み取れる。人は誰もがメディアになる機会が与えられてしかるべきである。自分の意見を聞いてもらえる権利を求めて、発信は人権のひとつだという考えが広がっていった。

世界各地で、市民たちはメディアの独占に対して、「伝える権利」を要求して闘ってきた。イタリアやフランスでは「自由ラジオ」、台湾では「地下ラジオ」など、当局の認可を受けない放送が現われ、アメリカや韓国では「パブリック・アクセス」（市民が制作する放送）が法制化された。こうした発信は、「草の根メディア」とか「市民メディア」と呼ばれ、インターネットの拡大によって市民による発信はさらに飛躍的に進展することになった。

しかし、市民が発信する機会が増えるとともに、だれもが、他人の人権を傷つける可能性も増えてきた。中には、意図的にネットなどを使って、特定の民族集団を差別し、暴力を煽る「ヘイトスピーチ」に熱中する人たちも出てきた。こうした煽動は、

人々が勝ち取ってきた権利としての「表現の自由」を台無しにする行為であり、許されるべきではない。

これからは、主流メディアに対して市民が批判や激励などの形で関わる一方、多様な人々による、多様な発信が拡大していく。発信者と被取材者との垣根はだんだん低くなっていくが、それだけに、他人の人格への尊重など、発信者の倫理が厳しく求められる時代になっていくだろう。

インターネットメディアと 付き合うための心構え

辻岡 哲夫(大阪市立大学工学研究科准教授)

はじめに

インターネットは、いまや我々の生活に必要な不可欠なものとなつています。当初は一部の限られた研究者らの間での通信手段として使われていましたが、商用プロバイダの発足、OSへのWebブラウザの搭載、スマートフォンの普及によってそのハードルは大きく下がりました。現在では、企業の情報発信、電子商取引(通販)での利用(サーバと人との通信)に加えて、ブログ、Twitter、Facebook、チャット(LINE)など、個人の情報発信や人間での情報交換の場においても広く活用されています。このようなネットワーク社会で生活をする上で、インターネットというメディアを介して、無意識のうち他人の権利を侵害してしまう危険性が高まっています。

インターネットの特性

アプリやWebサービスの普及によって、特別な技術が必要とせずに、個人が自由かつ気軽にインターネット上に情報を発信できるようになっています。

1. 不特定多数の人に閲覧されること
2. スピード性があること
3. 匿名性があること
4. 不正確かもしれないこと
5. 情報を消せないこと(消しにくいこと)

この中で、「情報を消せない」特性については、特に留意しなければなりません。一旦、情報発信をしてしまうと、第三者によって転載されたり、サーバのキャッシュに残るなどして、自分の手の届かないところを情報がさまようこととなります。また、たとえ完全にインターネット上の情報を消せたとしても、それを閲覧した人の心にはずっと情報は残ってしまうのです。

情報の価値とは

情報の価値は「情報量」で数値化することができます。ちょっと難しいかもしれませんが、情報の発生確率を p とすると、情

報量は $\log_2\left(\frac{1}{p}\right)$ (単位:ビット)で表すことができます。つまり、起こりにくい(p の値が小さい)レアな情報ほど情報量は大きくなります。例えば、A店が半額セールをする確率を0.01とします。このとき、「今日A店で半額セールをしている」という情報を聞いたときに得られる情報量は 6.64 ビット、「今日A店で半額セールをしている」という情報は 6.64 ビット、「今日A店が半額セールをしていない」という当たり前の情報(発生確率0.99の情報)を聞いたときに得られる情報量は0.0145ビットとなります。このように、発生確率が低いレアな情報ほど情報の価値が高く、人を驚かせる力を持っていることがわかります。

インターネットメディアの危険性

最近では、ブログ、SNSなどの利用が活発で、個人が情報発信をする機会が増えていきます。人は、周囲の人々から注目され認められたい、社会の役に立ちたいという自己顕示欲を備えています。ブログのランキングを上げたり、フォロワーの数を増やしたいがために、情報発信を活発に行ったり、レアな情報

の発信に努めたがるものです。それゆえに、世の中に知られていない「ネタ」(情報量の大きい情報)を求め、後先のことを考えずにそれらを発信してしまう傾向があります。

情報には必ず発信源(情報源)があります。それが自分である場合は何ら問題ありませんが、他人から得た情報については、守秘義務がある場合が多いのです。

例えば、Bさんがあなたのことを思って、厚意で大切にしている情報を教えてくれたとします。もしそれを安易にブログに書いてインターネットメディアを介して広めてしまったらどうなるでしょうか。Bさんがその情報で生計を立てていた場合、Bさんに大きな不利益を与えることになり、Bさんの幸せに生きるための権利(人権)を侵害してしまうこととなります。

また、例えば、Cさんを誹謗するようなことをネットに書き込んだとするとどうなるでしょうか?その情報発信によってあなたの心は晴れるかもしれません。その情報が急速に広まり消せなくなることで、Cさんが病気になる可能性、職を失ったりする可能性

があります。また、情報発信源の追跡によって、あなたの人権も侵されるかもしれません。

このように、インターネットは、その利用の仕方によっては、簡単に他人に不利益を与えてしまう特性を持っています。しかも、その効果は長く続いてしまうのです。

インターネットと付き合うための心構え

一旦情報を発信してしまうと、その情報を消すことはできません。場合によっては何十年も残り続けます。では、何に気を付ければよいのでしょうか。情報を発信する前の段階で、よく考えて欲しいことを挙げておきます。

- ・ 他人から得た情報には守秘義務があることを前提に考えましょう。たとえ他言無用の約束をしていなくともです。その貴重な情報を広めると、情報源の人に不利益を与えないか、よく考えましょう。
- ・ ブログやSNSに投稿する場合は、送信ボタンを押す前に読み返して数分考えましょう。できれば投稿前に下書きをして1日程度情報を寝かせましょう。きつと、翌日、言い回しを変えたり、発信を思

い留まつたりしたくなるはず

です。10年後まで投稿内容が残ったときのことを考えて書きましょう。10年後、恐らくあなたはそれなりの社会的地位を得ていることと思います。そのときに、恥ずかしくない内容となつているかどうかを確認しましょう。

・ 他人を幸せにする情報発信に努めましょう。単なるつぶやきや自慢話ではなく、その中に、他人への推奨や警鐘など、できるだけ質の高い内容を含められるように心掛けましょう。

・ インターネットとは距離を置いて付き合ひましょう。客観的な目線を持ちましょう。その投稿内容を読んだ人がどのように思うか、ということに常に意識して考えると、正しい付き合い方が身につくと思います。

このように、人権を守ってインターネットと付き合うためには、様々な配慮が必要なのです。

もし間違えてしまった場合は

注意をしても間違いは起り得ます。もし、他人を傷つけてしまった場合は、スピー

ディーな対応をとることが重要です。直ぐに潔く謝ることが大切です。また、間違つたメディアの使い方をしている人を見つけた場合は、注意してあげる勇気も必要です。みんなで互いに気を付け合うことで、お互いの人権が守られることとなります。

おわりに

インターネットというメディアを利用する上では、その特性をよく理解し、情報発信の前段階で、誰かの不利益とならないか、他人の人権を侵さないか、ということに注意しなければならぬことに触れました。

最近、物から情報に価値が移っています。それゆえに、情報の取り扱ひには注意が必要なのです。なお、これからのIoT社会を目指して、大量の情報が勝手に低コストで集まる仕組みが作られつつあります。情報の賞味期限は徐々に短くなり、情報から次のものに価値が移ることになるでしょう。そうすると、人権を考える上で、また、新たな留意すべきことが生じてきます。その話題については、また、別の機会に触れることにします。

「メデイア」は人権を侵害するか

鈴木 敬吾(東京農業大学客員教授・元大阪市立大学非常勤講師)

大阪市立大学で担当していた「マスコミュニケーション論」の授業では毎回、時事問題をテーマにした小論文エクササイズを課していた。初回のテーマはほぼ毎年、「ジャーナリズムに何を期待するか」に決めていた。現在のメデイア状況を、学生諸君がどう理解しているかをつかむ狙いもあった。

毎年、メデイア批判を展開する学生が一定数いた。「東日本大震災の原発事故報道で、政府の発表を垂れ流し大本営発表化した」「ネット空間で真偽不詳の情報が飛び交い、匿名性を利用した執拗な個人攻撃が行われている」。特に新聞・放送については、「事件事故の被害者遺族に対する配慮を欠いた取材で二次被害を生んでいる」「誰も読まないから『マスコミ』と揶揄されている」など辛辣だ。

そうした現象は確かにある。だが、記述内容の大半は当事者体験ではないから、具体性に乏しくパターン化しているのが特徴だ。「メデイア」批判されるべき存在」との認識が広く一般化

しているのだろう。

今回与えられた「メデイアと人権」というテーマも、多くの人はそこから「メデイアによる人権侵害」を想起するだろう。私自身もそうだ。だが、メデイアと人権は本来、対峙する関係なのだろうか。対峙する関係のみでとらえるべきものなのだろうか。人権とは、人間が人間らしく生きるために生来持つている権利のことだ。メデイアは、人間が人間らしく生きるのを妨げる存在なのだろうか。

◇
後世、振り返った時、2014年はメデイア史に特筆される年になることは間違いない。

まず、朝日問題だ。細部に立ち入る紙幅の余裕はないし、小論の本旨ではない。

要点をまとめれば、1980年代から記事を掲載した「慰安婦狩り」を行ったとする吉田清治氏(故人)の証言が、早い段階で信用できないことを分かっていたながら、訂正も謝罪も遅れた。さらに、自社を批判する池上彰さんのコラムについて、いった

ん不掲載を決めるという考えられない判断ミスをした。

また、福島第1原発事故を調べた政府の事故調査・検証委員会(政府事故調)による吉田昌郎元所長(故人)の聴取結果書(吉田調書)を入手し、「所員の9割が所長命令に違反し、第2原発に撤退した」と報じた記事を取り消し、謝罪した。吉田調書の文面から「所長命令に違反 原発撤退」と解釈するのは難しいからだ。朝日は情報源の秘匿を優先する余り、チェック機能が働かなかったことなどを理由に挙げている。せっかくのスクープを、インパクトの強い記事にしたいと功を焦った結果、大誤報にしてしまった。

◇
二つの「吉田問題」で失態が重なり、朝日は社長退陣に追い込まれた。しかし「朝日問題」そのものが、歴史的に大きな意味を持つものではない。それに倍して特筆大書されるべきは特定秘密保護法の施行である。

国の安全保障に関わる重要な秘密を漏らした公務員らに厳罰

を科す同法には、「何が秘密かも秘密」という根本的な瑕疵がある。行政機関の長が秘密指定し、国会や裁判所の目も届かない。国民主権や三権分立という民主主義の根幹を壊す恐れがある。安倍政権は多くの不安の声を押し切り2013年末、強行採決で法律を成立させ、「朝日問題」の余韻がくすぶる2014年12月、施行された。

加えて特筆されるのは、安倍政権が従来の政府見解を転換して、集団的自衛権が使えるように憲法解釈を変更する閣議決定をしたことだ。本来、憲法改正手続きで、国民的議論と国民投票を経て決めるべき問題が、時の内閣の判断のみで変更されてしまった。憲法9条は事実上骨抜きになり、「『憲法クーデター』と言うしかない」（沖繩タイムス社説）問題だ。

いずれの問題も戦後70年を迎えるこの国のあり方を大きく変える問題である。民主主義の手続きを省略しようとする安倍政権の手法には、多くの新聞が危惧を表明し、批判的に報じた。いや正確に言えば、地方紙・ブロック紙の大半が批判したが、

全国紙の判断は割れた。

全国紙5紙のうち、特定秘密保護法成立を社説で批判したのは、毎日、朝日、日本経済の3紙で、読売、産経は成立を歓迎した。

読売は反対論について、「審議の中で（戦前の）治安維持法になぞらえた批判まで出たのには驚く。戦後の民主主義国家としての歩みや政治体制、報道姿勢の変化を無視した暴論」と批判した。産経も「日本の平和と安全を維持するために必要な法律の整備は避けて通れない」とし、中国や北朝鮮を念頭に「（政府には）侵略に対して国と国民の安全を保障する責任がある」と論じた。

集団的自衛権については、毎日、朝日が批判したのに対し、読売、産経、日本経済が賛意を示した。

読売は「米国など国際社会との連携を強化し、日本の平和と安全をより確かなものにするうえで、歴史的な意義があろう」と歓迎し、産経も「行使容認を政権の重要課題と位置付け、大きく前進させた手法を高く評価したい」と支持した。

もとより言論・報道機関である新聞の社論が異なるのは当然のことだ。一方から見れば、他の一方は絶えず偏向している。しかし、言うまでもなく、言論・報道機関の最大の役割の一つは権力監視であり、権力のおかしな動きに対して吠え立てるウォッチ・ドッグである。

特定秘密保護法は、本来国民のものである情報を国が隠し、厳罰化の脅しで自由な社会の空気が圧迫される懸念が大きい。国民の知る権利や報道の自由を侵しかねないのだ。集団的自衛権の行使容認も、自ら課してきた専守防衛の枠を越えて究極の人権侵害である戦争、しかも海外での戦争に道を開くものとして不安が広がっていた。

こうした政権の動きを歓迎・支持する新聞社とは、一体、どのような存在なのだろうか。

◇ 「朝日問題」に戻る。速報が使命の新聞・放送にとつて、誤報は避けられない付随物ともいえる。誤報の無い無謬の新聞社、放送局は存在しない。だから誤りが判明した時点で、速やかに訂正、謝罪する。今回の朝日の

訂正や謝罪のあり方は、厳しく批判されるべきだろう。

しかし、その後、延々と猛烈な朝日バッシングが続いたことには強い違和感を覚えざるを得なかった。特に週刊誌・月刊誌の見出しは「国賊」「売国奴」「非国民」など、おどろおどろしい言葉が飛び交っていた。戦時中に使われた問答無用の決めつけ言葉である。

新聞で最も厳しい朝日批判を続けたのは、特定秘密保護法、集団的自衛権行使に賛成した読売、産経だった。さすがに新聞記者が書いた記事にはそうした時代錯誤の新聞の言葉は見当たらなかったが、批判の論点が「国益を損なった」にフォーカスされていたことにやはり強い違和感がある。

そもそもジャーナリズムは「国益」のためにあるものではないからだ。「国益」は時の政権が主張することであって、概念もあいまいだ。それをチェックするのがジャーナリズムの役割だろう。新聞が「国益」を主張したら誰がチェックする

のか。

「国益」と1字違いの「国富」が、福井地裁の大飯原発運転差し止め判決（2014年5月）で話題になった。

「多数の人の生存そのものに関わる権利と、電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論は、法的に許されない」「たとえ原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなる」

福島原発事故で住み慣れた土地と家を追われ、不自由な避難生活を続ける人々が12万人を超えていた当時、至極まっとうな論と理解した。毎日、朝日は判決を高く評価したが、「国益」で朝日を非難した読売、産経の反応は当然、違う。

読売は「不合理な推論が導く否定判決」、産経も「非科学、非現実的判決」と厳しく批判した。稼働ゼロが続いていた原発再稼

働を性急に進める政権の動きも、両紙は支持する。福島原発事故の収束も原因究明もできていないにもかかわらずだ。

国富と国益、その意味が重なる部分は多いはずだが、具体的課題でどう結論を導くかとなると真逆の結論が出るのである。

◇

冒頭の命題に戻る。メディアと人権は対峙する関係か？メディアは、人間が人間らしく生きるのを妨げる存在か？

答えは、然りであり、否である。メディアはその言葉の意味する通り、媒体にすぎない。多メディア時代の現在、十把一絡げの「メディア」論は意味を持たない。むしろ有害ですらある。「メディア」が人権を侵すのではない。どのメディアの、どの主張が人権を侵害するかが問題なのだ。日本社会が「朝日問題」で「メディア批判」に沸いていた2014年、1強多弱の政治状況下で、政権が一部メディアを引き込み、広範な人権侵害が懸念される大きな仕組みを構築していったのは間違いない事実で

ある。

差別を育てるネットや路上と言う メディア、それを取り戻すには

李^リ 信^シ 惠^ネ (フリーライター)

2009年、日本での滞在地位を求めるフィリピン人一家への強制退去をめぐる事件が各メディアで報道された。この事件は俗にカルデロン・のり子さん事件と呼ばれる。2009年4月に、この問題は在留特別許可が出たのり子さんを日本に残し、両親がフィリピンへ帰国することで一応は決着した。

2009年に「在日特権を許さない市民の会」(在特会)らが過激化する。2月には、この事件に関連して東京入国管理局前で抗議街宣を、4月には一家が住む埼玉県蕨市内で嫌がらせデモを行った。この街宣やデモ活動が、在特会の活動の認知度を上げるきっかけともなった。ちなみに3月には京都の東九条にある在日による高齢者支援を目的としたNPO法人エルファを攻撃。12月には京都朝鮮学校の襲撃事件も発生している。

メディアは、この事件について親子が引き裂かれる悲劇だと報じ、森英介法相(当時)は両親退去後に「上陸特別許可を出す

こともやぶさかではない」などと柔軟な発言をした。しかしネットの反応は、全く違っていた。「不法滞在が悪い」「法を守れ」という声が数多く飛び交った。私は当時、ネットのニュースサイトで日韓問題などの翻訳記事を書いており、この頃から在特会の名前は知っていた。たびたび記事にもしたが、「在特会」の名称を出すことを、当初は避けるようにとの指示があった。しかし、日本の極右団体であるとか、市民団体と書いた記憶がある。

「在特会」という名前をメディアが取り上げることで、その団体にある意味の市民権を持たせるようになってはいけない、また「ほつとけば無くなる」「日本の中の一部分だ」という意見も多く聞かれた頃だ。私は、この時のことを、2009年に記事にしたとはいえ、何もできなかったことをずっと後悔している。そして恥ずかしい。自分は標的になるはずはないと、どこかで高をくくっていたのかもしれない。この事件と前後するかのよ

うに、既存のメディアはほとんど力を持たなくなったように感じる。社会も壊れ始めた。テレビや新聞は、真実を伝えないとして、多くの人々がネットで「真実」を探すようになった。しかし、精査されない「真実」と云う名のデマが、日々拡散されるようにもなった。それを在特会や「行動する保守」らは、巧みに操った。長い間、私は何もできないままだった。

2010年にNHKで放映された日韓討論番組について記事を書いたことで、その1年後の2011年、行動する保守の活動家である水島総氏が運営する日本文化チャンネル桜に出演した。パーソナリティーの古谷経衡氏(現在は著述家で保守活動家)からの出演依頼が来たからだ。彼はNHKの番組で崔監督に向かい、植民地支配について「日本もいいことをした」などと述べたことがきっかけになり、チャンネル桜から連絡を受け、結果「さくらじ」という番組の司会を務めることになった。NH

Kの放映から1周年を記念したテーマの回にしたいという話だった。

記事を書くことは、誰かの人生を切り取ることで「晒す」こと、暴力でもある。一度は、逆の立場にならなくてはと思っていた。だが、一部の友人たちからは猛反発を受けた。「あの番組は排外的な番組を流している」「レイシストの片棒を担ぐ気か」といった意見が大半だった。ネットは、自分が見たいものしか受け取れない。私は差別や在日について多々発言しているが、保守やネット右翼的な傾向にある人にはそれは全く届いていない。そちら側へこそ、伝えるためには、向こうへ赴くことも必要なのではないかと思っていた。ネット上では以前から在日をターゲットにした嫌がらせはあったが、その放送をきっかけに、私へのネット上の攻撃が凄まじいものになっ

て行った。さらに、2013年から過激化する路上でのヘイトスピーチや在特会の批判記事を書いたことで、その勢いは嵐になった。

その後、私は2014年8月18日、在特会と同会の桜井誠会長(当時)、まとめサイトの「保守速報」に対し、損害賠償を求める訴訟を大阪地方裁判所に起こした。提訴した理由はネット上、路上でまき散らされるヘイトスピーチを食い止めるため。記者ならメデイアを使うべきであるとか、ペンで闘えという声も聞いた。しかし、メデイアやペンを持たない弱者はどうすればいいのだろう。

ネット上でヘイトスピーチの標的になった場合、多くのマイノリティには自分を守るすべがない。たとえ声を上げたとしても、膨大な嫌がらせが待っている。ネット右翼と呼ばれるネット上の差別者たちは執拗で、マイノリティや在日を標的にし、

これまで言葉を奪ってきた。私たちは、ずっと沈黙させられてきた。この社会に差別がないかのように扱われること、在日と言う存在が見えないこと、それを何とかしたかった。プロバイダーや警察に抗議や連絡をしなくてもきちんと取り扱ってもらえないことも問題だと思っていた。

さらに彼らは、在日と言う属性だけでなく、女性と言う部分もずっと貶めて来た。レイシズムとセクシズムは重なる、複合差別を嫌と言うほど味わってきた。こんな思いを、差別を、次の世代に残したくない。提訴した場合には、「差別される方にも理由がある」「売名行為」「金目当て」と言うような二次被害もあるだろうと予想した。そういうものをひっくり返して、覚悟を決めた。想像以上に過酷だが、自分しかできない闘いでもあるので、頑張るつもりだ。

2015年11月になつてすぐ、シリア難民の少女を中傷

する「そうだ難民しよう」等の差別イラストを描き、世界中から非難を受けたはずみとしことうイラストレーターが、今度は私のイラストを制作中だと自身のTwitterでつぶやいた。12月に出る彼女のイラスト集の広告に、そのイラストの一部が使用された。彼女はこれまで、難民や在日、社会運動に参加している学生を貶めるイラストを描いてきた。どんなものになるのかは簡単に想像がつく。悲しいことにこの本は、発売前からamazonの総合で4位、日本の政治部門で1位となっている。その少し前にも「朝鮮カルタ」という、韓国を貶めることが目的の本が出版されたばかりだ。こちらは歴史学の部門で1位となった。両方とも、青林堂という出版社から発行されている。

同月の29日、大阪では在特会らによる「全国一斉移民(難民)受け入れ絶対反対 国民大行進 & 国民大演説」が行われた。一移

民反対」を言い訳にしたいいつものヘイトデモで、その場では在日朝鮮人へのヘイトスピーチを何度も耳にした。これまで100回以上現場に足を運んでいるが、行くたびに差別者たちを歩かせてしまったこと、止めることができなかつたことに対しての無力感と絶望も襲い掛かる。何度負けたらいいんだろう、そう思いながら悔しさを噛みしめて帰る。けれど、苦痛だけれども、行ける限り現場に向かい、今の社会で何が起こっているのかをずっと見つめている。差別される当事者ではあるものの、それが大人としての、この社会で差別を育ててしまつたことの責任でもある。

一方、ヘイト街宣やヘイトデモの現場で差別を許さない市民の「カウンター」が多く集まること、心の支えになつていく。いつも、心の中でありがとうとつぶやいている。カウンターとは、差別を許さないということが路上で可視化される行動だ。「いつかカウンターしなくていい日が来ることこそ、本当の意味で勝つたことだ」と話しながら、それでも今できる最善のことをと、路上に立ち続ける人たちを本当に尊敬している。在特会ら差別者は、メディアの使い方が巧みだ。ネットも、路上もまたメディアであり、私たちはそれを取り戻さなければいけない。

今、この社会は確実に戦争への道を進んでいる。歴史を修正、被害を矮小した教科書が採用される時代であり、特定秘密保護法案に続いて、この夏には安保法案も衆院本会議で可決された。報道規制も行われている。もしかしたら戦争はもう始まつているのかもしれない。ヘイトスピーチは、いつか虐殺へと繋がる。歴史が証明している。私たちは日本社会で、関東大震災でのデマによる朝鮮人虐殺を通じてそれを経験し、学んできたはずだ。戦争は、名もない人々の命を奪う。ヘイトデモやヘイト街宣が行われるたびに、大切なものがどんどん壊れていくように感じる。壊されているのはマイノリティの心であり、この社会でもある。

私は、自分が提訴した時、こんな裁判は自分が最初で最後にならばいいと思つていた。けれど、裁判だけじゃなくあらゆる場所で闘いは続いている。権力者が恐れるのは、弱者が連帯し、憎しみを連鎖させないこと。そしてメディアの力だ。

今こそ、メディアを取り返そう。ヘイトスピーチと闘うことは、メディアを取り返すことであり、メディアを取り返すことは、社会的弱者の誰かの声を聴くことだ。

2017年6月19日、在特会と元会長との控訴審判決があり、全面勝訴となった。在特会らの行為は、一審が認めた在日朝鮮人への民族差別に、女性差別が加わつた「複合差別」と認定。「複合差別」を認めた判決は日本では初めて。11月30日、最高裁は在特会側の上告を認めない決定をし、大阪高裁判決が確定した。

2018年6月28日には、「保守速報」との裁判の控訴審判決が言い渡された。大阪高裁は損害賠償200万円を命じる地裁判決を支持し、双方の控訴を棄却した。「保守速報」の記事については、差別や誹謗中傷が「人種差別および女性差別に当たる『複合差別』」であると、「社会通念上許される限度を超えている」と認めた。さらに掲示板の書き込みを「まとめる」という行為についても、「独立した別個の表現行為」とし、管理人の男性の責任を指摘している。

さらに、2018年12月11日に最高裁は、「保守速報」の上告を受理を決定、原告の勝利が確定した。

これからも勝利を積み重ねて行こう。